平成２２年（フ）第３０６２号
名古屋市中区丸の内３丁目20番20号　チサンマンション丸の内第３―503、住民票上の住所愛知県知多郡美浜町大字奥田字石畑325番地２
債務者　都筑　俊則
1　決定年月日時　平成22年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３１３１号
名古屋市緑区姥子山１丁目106番地
債務者　森　　一人
1　決定年月日時　平成22年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３１３２号
名古屋市緑区姥子山１丁目106番地
債務者　森　恵美子
1　決定年月日時　平成22年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第９８号
兵庫県南あわじ市湊1093番地28　湊団地Ａ棟201号
債務者　松下恵美子
1　決定年月日時　平成22年11月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで　神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２２年（フ）第３３１号
山口県下関市伊倉東町１番５―501号　グランドパレス新下関アークタワー、前住所山口県下関市秋根西町２丁目10番４号
債務者　大元　　弘
1　決定年月日時　平成22年11月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで　山口地方裁判所下関支部破産係

平成２２年（フ）第３４６号
山口県下関市豊田町大字矢田170番地２、前住所山口県下関市豊田町大字西市30番地
債務者　光井　政代
1　決定年月日時　平成22年11月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで　山口地方裁判所下関支部破産係

平成２２年（フ）第３５６号
山口県下関市貴船町３丁目６－１　エイルヴィラガーデンヒル貴船705号　嶋崎善数方、住民票上の住所山口県山口市吉敷中東１丁目25番５号　ウインベルＹＫ101
債務者　山下　和美
1　決定年月日時　平成22年11月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで　山口地方裁判所下関支部破産係

平成２２年（フ）第５７５号
大分市大字永興779番地１Ａ25―2530
債務者　竹内　雄一
1　決定年月日時　平成22年11月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第５８２号
大分県別府市大字鶴見233番地の４
債務者　内藤　美和（旧姓村山）
1　決定年月日時　平成22年11月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第５９４号
大分市大字角子原1572番地
債務者　佐穂　賢三
1　決定年月日時　平成22年11月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第６０８号
大分市六坊北町７番12―３号美津アパート106
債務者　奥田　武視
1　決定年月日時　平成22年11月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第６２４号
大分市大字政所2223番地の71
債務者　石富　　実
1　決定年月日時　平成22年11月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第３４２号
奈良県生駒郡斑鳩町興留５丁目８番６―201号
債務者　西口　正則（旧姓岡﨑）
1　決定年月日時　平成22年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月１日まで　奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第６３５号
奈良県大和郡山市九条町302番地２　くろーば九条406
債務者　前田　保樹
1　決定年月日時　平成22年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月１日まで　奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第３２１号
富山市下赤江町２丁目２番２―106号　市営住宅
債務者　安達美代子
1　決定年月日時　平成22年11月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月２日まで　富山地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３２２号
富山県滑川市上梅沢463番地28
債務者　鳥海　靖秋
1　決定年月日時　平成22年11月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月２日まで　富山地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２９６号
青森県弘前市大字田町１丁目６番地４
債務者　佐藤　珠青
1　決定年月日時　平成22年11月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで　青森地方裁判所弘前支部